

株式会社 小木会計事務所 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 28年 4月 1日～平成 32年 3月 31日までの 4年間

2. 内容

目標 1：平成 32年 3月までに、小学校 3年生以下の子を養育する従業員を対象とした所定労働時間の短縮制度の利用者を 1人以上出す。

<対策>

- 平成 28年 5月～ 社員へのヒアリング調査、検討開始
- 平成 28年 10月～ 制度の導入、就業規則に制定することによる社員への周知

目標 2：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・計画期間中に 1人以上取得すること

女性社員・・・取得率を 80%以上にする

<対策>

- 平成 28年 4月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するためのポスターの作成、掲示
- 平成 28年 10月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施